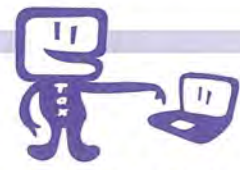


第156号 令和3年2月  
 飛騨税務連絡協議会  
 名古屋税理士会高山支部  
 飛騨納税貯蓄組合連合会  
 飛騨青色申告会  
 公益社団法人飛騨法人会  
 飛騨間税会  
 飛騨税務推進協議会

# 納税ひだ

## 確定申告が始まります



### 高山税務署からのお知らせ

○ 令和2年分の「所得税及び復興特別所得税」、「個人事業者の消費税及び地方消費税」及び「贈与税」の確定申告会場を、次のとおり開設します。

|     |   |
|-----|---|
| 場 所 | 高山税務署 会議室（高山市昭和町2-220 高山合同庁舎2階）<br>※昨年までの会場「高山市民文化会館」から変更となりました。  |
| 期 間 | 令和3年2月16日(火)～令和3年3月15日(月)（土・日曜日、祝祭日は除く）<br>なお、本年の確定申告では、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、公的年金を受給されている方を主な対象として、2月16日より前から申告相談を受け付けています。 |
| 時 間 | 午前9時～午後5時（受付終了予定時間：午後4時）  |

※令和3年2月1日(月)から令和3年3月15日(月)までの期間は、確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には、「入場整理券」が必要となります。入場整理券は確定申告会場当日配付しますが、LINEアプリを使えば事前にオンラインで入手することも可能です。なお、入場整理券の配付状況に応じ、後日の来場をお願いすることもありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

※令和3年2月1日(月)から令和3年3月15日(月)までの期間以外に、面接相談を希望される場合は、事前予約が必要となります。  
 ※駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用ください（JR高山駅白山口（西口）徒歩3分）。

○ 令和2年分の所得税などの申告及び納付期限等は以下のとおりです。

| 税 目              | 申告及び納付期限     | 振替納付日（振替納税）               |
|------------------|--------------|---------------------------|
| 所得税及び復興特別所得税、贈与税 | 令和3年3月15日(月) | 令和3年4月19日(月)<br>（贈与税を除く。） |
| 消費税及び地方消費税       | 令和3年3月31日(火) | 令和3年4月23日(金)              |

期限までに申告し、お近くの金融機関で納付してください。  
 納付書をお持ちでない方は、税務署又は各市村の申告相談会場に用意してある納付書を使用してください。また所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納付については、安心して便利な「振替納税」を是非ご利用ください。

**確定申告** **ご自宅からの e-Tax が**  
**「新しい生活様式」です**



**動画で見る確定申告**

YouTube 「国税庁動画チャンネル」 確定申告の方法を動画で紹介！  
 こちらからご覧ください。

令和2年分の確定申告会場は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じた上で開設します。  
 確定申告会場へ来場される方は、以下の感染症対策にご協力をお願いします。

- 入場の際に検温を行います。37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は来場を控えていただくようお願いします。
- 来場の際は、マスクを着用していただき、入口等での手指消毒をお願いします。
- 来場の際は、できる限り少人数でお越しください。

来場される納税者の皆様にはご不便をお掛けしますが、ご理解を賜りますようお願いいたします。

お問い合わせ先 高山税務署 ☎0577-32-1020（自動音声がかかりますので2番を押してください。）

## 県・市からのお知らせ

事業税、住民税の申告と納税は正しくお早めに！  
今年の申告期限は **3月15日(月)** までです。

### 個人事業税の申告について

事業所得又は不動産所得を有する方で、一定の基準を満たす方(※)には個人事業税が課税されます。

(※) 税務署へ申告した青色申告特別控除前の所得金額が290万円を超える方で、物品販売業、飲食店業、製造業、不動産貸付業など地方税法に規定する対象事業を営む方。

#### 【所得税の確定申告書及び青色申告決算書等の記入に関するお願い】

次の項目につきまして記入漏れのないようお願いいたします。

| 種 別                                | 項 目  |
|------------------------------------|--|
| 確定申告書 第一表                          | ● 「職業」「屋号・雅号」  |
| 確定申告書 第二表                          | ● 事業税に関する事項「非課税所得など」「前年中の開(廃)業」  |
| 青色申告決算書(不動産所得用)<br>又は収支内訳書(不動産所得用) | ● 不動産所得の収入の内訳(青色申告決算書・収支内訳書)「貸地・貸家等の別」「用途」「不動産の所在地」「貸付面積」<br>● 貸付不動産の保有状況(収支内訳書)<br><u>空家(空室)、空地を含めて</u> 記入してください。 |

口座振替依頼書の様式を岐阜県庁ホームページで提供しています。

納税には便利な「口座振替制度」をご利用ください。 [岐阜県](#) [口座振替](#) [検索](#)



お問い合わせ先 岐阜県飛騨県税事務所 TEL(0577)33-1111(内線289)

### 住民税(市(村)・県民税)の申告はお早めに！

#### 申告が必要な方

令和3年1月1日現在、当該市村にお住まいの方。

ただし、①から③に該当する方は、基本的に申告する必要はありません。

- ① 給与所得のみで、勤務先から源泉徴収票をいただいた方
- ② 公的年金(老齢年金に限る。)所得のみの方
- ③ 所得税の確定申告書を提出された方

#### 申告時の注意事項

- 所得税の確定申告を提出しない方で、住民税の申告により社会保険料控除や生命保険料控除などの所得控除を受ける場合は申告が必要です。
- 所得税の確定申告と同様に、住民税の申告書を提出する場合は、マイナンバー(個人番号)の記載や申告者の個人番号通知カード、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。
- 住民税は所得税と違い、営業、農業、不動産などの所得が20万円以下でも申告が必要です。
- 住民税の申告書は国民健康保険料の申告書も兼ねているため、収入がない場合でも申告書を提出しないと保険料の軽減措置が受けられない場合があります。
- 給与所得者または年金所得者以外の方については、所得税の確定申告書または住民税の申告書の提出がない場合、所得証明書の発行ができません。

### 年少扶養親族の申告をお忘れなく！

16歳未満の扶養親族については、所得税および住民税(市(村)・県民税)の所得控除の対象とはなりませんが、住民税均等割の非課税判定や保育料、介護保険料、福祉サービス利用料などに影響が出る場合があります。

確定申告を提出する場合は、確定申告書第二表の配偶者や親族に関する事項の欄は必ず記載してください。